

あかしソジトモ☆（スター）カンパニー制度運用要領

（名称）

第1条 本制度は「あかしソジトモ☆（スター）カンパニー」と称する。

（目的）

第2条 本制度は、企業、医療機関、教育機関等が、従業員や市民のSOGIE（性的指向、性自認、性表現）を尊重するための取組を積極的に実践することで、明石市で働き、生活するLGBTQ+（性的マイノリティ）の生きづらさの解消を図り、「ありのままがあたりまえのまちづくり」を進めることを目的とする。

（支援）

第3条 明石市は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる支援を行う。

- （1） SOGIEを尊重するための取組内容の検討に関する情報提供及び助言
- （2） SOGIEを尊重するための研修（以下「ソジトモ講座」という。）の実施
- （3） LGBTQ+／SOGIEに関する相談業務
- （4） その他目的の達成に必要なと認めること

（登録要件）

第4条 本制度の登録に当たっては、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- （1） 本制度の目的に賛同し本要領を順守する、市内に本店、支店、事業所等の活動拠点を有し、市内で事業活動を行う、企業、公益法人、特定非営利活動法人、個人商店、医療機関、教育機関（以下「事業者等」という。）であること。
- （2） 事業者等が、従業員及び市民のSOGIEを尊重するための取組を行っている又は今後行う予定があること。
- （3） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者等でないこと。
- （4） 明石市税の滞納がないこと。
- （5） その他公序良俗に反する活動をしていないこと。

（申請方法と登録）

第5条 本制度の登録を申請する事業者等は、登録申請書及びその他添付書類（以下「申請書等」という。）に必要事項を記載の上、明石市に提出するものとする。

2 明石市は、申請書等の審査により、登録が決定した事業者等（以下「登録事業者等」という。）に対し、本制度への登録を通知する。

（ひとつ星カンパニーの認定）

第6条 登録事業者等は、最初にソジトモ講座を修了し、明石市に実施結果を報告することで、ひとつ星カンパニーとして認定を受けることができる。

2 明石市は、登録事業者等から前項の報告を受けたときは、認定証とステッカー（以下「認定書等」という。）を授与する。

（認定の方法）

第7条 登録事業者等は、毎年4月に前年度（年度は、4月1日から翌年3月31日まで

をいう。)の取組についての実績を報告するものとする。

2 明石市は、前条の認定を受けた登録事業者等から、前項の報告を受け、次条に定める基準の達成が認められるときは、当該事業者の認定を行い、認定証等を授与する。

(認定の区分)

第8条 明石市は、各号の区分に応じた取組項目を達成した登録事業者等に対して、認定を行う。

(1) ひとつ星カンパニー 目標1の1項目を達成したとき

(2) ふたつ星カンパニー 目標1の1項目、目標2の3項目及び目標3の2項目を達成したとき

(3) みつ星カンパニー 目標1の1項目、目標2の5項目及び目標3の4項目を達成したとき

(4) ビッグスターカンパニー 目標1及び目標2の全項目及び目標3の指定7項目を含む7項目以上を達成したとき

(取組項目の内容変更)

第9条 登録事業者等は、前2条の認定の基礎となる取組項目について達成基準を満たさなくなる等の変更が生じた時は、明石市に速やかに報告するものとする。

(認定の取消)

第10条 明石市は、前条に該当するときは、当該登録事業者等への認定を取り消すことができる。

(登録内容の変更)

第11条 登録事業者等は、登録申請書等の内容に変更が生じたときは、明石市に速やかに報告するものとする。

(登録の解除)

第12条 登録事業者等は、本制度の登録の解除を申し出ることができる。

2 明石市は、登録事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合、当該登録事業者等の登録を解除することができる。

(1) 第4条を満たしていないと確認されたとき

(2) 本要領に違反又は本制度の信用を著しく害したとき

(3) 本制度の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(4) その他市長が登録の解除、認定の取消が適当と認めたとき

(登録の更新)

第13条 登録事業者等は、3年ごとにその更新を受けなければならない。

2 前項に規定する更新は、認定を受けた日から丸3年となる年の4月末日までに行うとし、その手続には、第5条の規定を準用する。

(その他)

第14条 本要領に定めるもののほか、本制度に関して必要な事項は明石市が別に定める。

附 則 (令和5年1月20日制定)

この要領は、制定の日から施行する。